

# 集積計画現地調査委託(森林管理受託事業) 仕様書

## 第1条 適用

本仕様書は、令和4年度秋田市河辺地区における「集積計画現地調査業務委託(森林管理受託事業)」(以下「本業務」という。)に適用され、受託者が実施しなければならない事項を定めるものとする。

## 第2条 目的

本業務は、秋田市が実施する森林経営管理制度の運用を図るため、経営管理権集積計画に基づく現地調査および現地測量(森林施業場所の測量)を行うものである。また、その成果を既存の林地台帳システムにデータセットアップし、業務の効率化を図るものとする。

## 第3条 実施計画

受注者は、本業務の実施前に以下の書類を提出するものとする。

着工届、工程表、主任技術者・照査技術者通知書

## 第4条 実施方法

本業務の実施にあたっては、労働者の管理およびその他設備等については法令の定めるところに従い、また、造林地の保護管理、特に火災の予防には万全の措置を講ずること。

### 1 現地調査

- (1) 現場写真は、集積計画一覧に従い実施し、GPS付きのカメラにより林内の状況が分かるように全景、プロット状況を撮影作成すること。
- (2) プロット調査は、森林のまとまり毎に実施するとともに、作業にあたっては、標準的な場所で10m区画のプロットを設け、本数、平均的胸高直径、要間伐本数等を調査作成すること。
- (3) 施業計画は、集積計画に定める8年以内の施業計画を調査作成すること。  
以上の調査内容を成果品として作成し、紙およびデータにより提出すること。

### 2 測量調査

- (1) 測量調査は、本年度、森林施業の業務発注も併せて進めることから現地調査が完了した区域から造林施業に必要な測量調査を行うものとする。  
なお、測量調査箇所を選定は、監督員との立会により決定し指示により実施すること。
- (2) 測量方法は、秋田県造林補助金交付申請書等事務取扱規程および秋田県造林施業等実施基準により実施すること。  
以上の調査内容を成果品として作成し、紙およびデータにより提出すること。

### 3 その他

- (1) 森林調査(現地調査および測量調査)については、森林GPSにより位置確認するとともに、関係者と協議し業務に支障をきたさぬよう配慮すること。
- (2) 本仕様書に定めない事項については、監督員の指示に従うこと。